

# 大阪市立玉川小学校 いじめ防止基本方針

このたび、第183回国会（常会）においていじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布された。

この法律は、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める」ものである。（公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされている。）

今回公布された法においては、国に対しては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めている。

法律の規定には、いじめ問題への対応として、これまでも本校で取り組んでいる内容も多く含まれている。しかし、新たな法律の制定を機に、学校運営の改善・充実を図る上でも、これまでの教育活動、教育環境、指導体制などを見直しが必要となる。

いじめの防止等は、本校の全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要で喫緊の課題であるとの認識のもとに、本校の「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

令和8年4月1日

校長 小坂 元彦

## 1 はじめに

いじめの防止等は、本校の全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、どの児童にとっても学校や学級が安心・安全な場所であること、全ての児童に活躍でき認められる機会を提供していること、言い換えれば、「未然防止」につながる「居場所づくり」や「絆づくり」を推し進める必要がある。そのため、本校では、日頃から、**個に応じたわかりやすい授業**を行うとともに、深い子ども理解に立ち、**生活指導の充実**を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように最大限の努力をしているところである。

また、いじめは、**どの児童も成長途上で行い得る過ち**であり、すべての児童がいじめの**被害者にも加害者にもなり得る**ものである。大切なのは、それを**早い段階**で止めて、**継続させず**、命や心身をきちんと守り切ること、そして、**いじめを乗り越える**ことで、児童がいじめをしない**人間関係の在り方を学んでいく**ことである。

いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、**早期発見・早期対応**を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進める。

## 2 いじめ問題に関する基本的認識

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」によれば、「いじめ」とは、「**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**（第2条）」と定義されている。

この法律の審議過程で、いじめに該当するか否かを被害児童等の主観のみに依拠し判断することとした理由については、「客観性が認められなかった場合に、いじめに苦しむ児童等が支援の対象からこぼれてしまうのではないかとの懸念が生ずることから、**被害者目線でできる限りいじめの範囲を幅広くしている**」旨の説明がなされている。さらに、「被害児童等が心身の苦痛を感じているか否かを確認する際には、本人の状況や周りの様子等客観性の観点を持ち込むことが排除されるものではない」との解釈が示されている。

本校においても、いじめについては、この定義・趣旨に沿って、**被害者目線**を大切にするとともに、客観性の観点も大事にして対応にあたるようにする。

## (2) いじめに対する認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。

加えて、下記に記載した、「いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）」）の点を踏まえ、適切に対応するように努める。

### 1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

### 2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

### 3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

### 4. いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

### 5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

「いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）」より

### 3 いじめに関する取組

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織～実効性ある指導体制の確立

いじめについて、「すべての子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ことをふまえると、いじめを防ぐには、すべての児童を対象とした取組が大切になる。

学校でいじめの防止等の対策を実効的に行うためには、その場しのぎでない組織的・継続的な対応が必要である。また、実際に起きたいじめの対応にあたっては、**複数の教職員が対応**することにより、客観的な対応がより期待できる。

それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

そのため、校長のリーダーシップのもと「玉川小学校いじめ対策委員会」を、これまでいじめ問題も含め子どもの問題行動や生活指導、生徒指導上の課題に関して中心的に対応してきた既存の常設の「**生活指導部**」に兼ねて設置する。

#### a. 「いじめ対策委員会」の主な役割 ～学校を挙げて対応する中核～

「いじめ対策委員会」（以下、当該組織）は、本校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる以下の役割を担うものとする。

#### ○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

本校基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う。また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、必要に応じて、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するようになる。

#### ○ いじめの相談・通報の窓口としての役割

いじめの訴え等を受けた教職員は、**関係教職員、校長、教頭、当該組織に報告**する。当該組織の構成員でもある校長、教頭、生活指導部長、学年主任等は、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

#### ○ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

当該組織は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめ

であるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。当然、学年主任、生活指導部長、教頭、校長に適切な報告等がなされるようにする。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

いじめの問題については、まず、未然防止が大切である。さらに、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となる。早期対応を重視する。

いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、その状況に応じた適切な対応に努める。

## **b. 「いじめ対策委員会」の構成 ～学校を挙げて対応する中核～**

- 当該組織を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については、原則として、校長を委員長として、教頭、生活指導担当教員（生活指導部長）、教務主任、各学年主任（もしくは各学年の学級担任から各1名）、なかよし学級担任、養護教諭をもって構成する。
- 当該委員会の運営責任者として、生活指導部長を充てる。
- 個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、上記に加え、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の意見等が得られるように教育委員会に要請する。
- 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、本校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、教育委員会と協議し、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## **(2) 実践的な校内研修の実施**

- いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究や教育相談、カウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。研修内容については、子どもたちの声を反映したもの、いじめを止めた他の学校の実例を参考にする等、より効果のある内容になるように検討する。
- 月1回、職員会議とあわせて、生活指導全体会を開催し、いじめに関する児童の状況や指導、進捗状況等の報告等を行い、情報の共有化を図る。
- 特に、児童等による自主的な取組に対する支援については、全国各地で取り組まれている好事例を収集・周知する。

#### 4 いじめに対する教育指導・対応の方針

- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことを重点とする。校訓「正しく 明るく 美しく」に基づいた指導・支援を徹底し、いじめを許さない環境づくりを進める。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 日常の観察や作文、調査等を通じて、いじめが起きていないかの把握に努める。
- 早期対応を重視する。いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの内容により、教育委員会はもとより、警察やこども相談センター等との連携を図る。

##### (1) 未然防止に重点

これまでのいじめ対策の重点は、「早期発見、早期対応」であった。いじめの被害を最小限に留めるためには、いじめに気が付いた場合に、軽く見ないで速やかに対応すること（早期対応）が重要であることは変わらない。

一方で、いじめの発生件数を減らす上でも、加害者になることを未然に防ぐこと、いじめに向かわせない「未然防止（予防）」の観点が不可欠である。

日本のいじめは、暴力よりも、陰口や仲間はずれなど、コミュニケーション操作系のいじめが多いというデータがある。

また、いじめの被害者と加害者は、常に流動的に入れ替わり、特別な児童だけではなく、誰かがいじめの被害にあったり、課外に及んだりしている状況がある。したがって、当たり前のことだが、アンケートや心理検査で得られる情報は、限定的であることに留意する必要がある。国立教育政策研究所の「いじめの追跡調査」の調査結果から、加害、被害は、大きく入れ替わっており、常習性を仮定することはできないとの報告もある。したがって、特定のタイミングで加害者を罰するだけでは問題は終わらない。

以上のような特質を踏まえた、教育活動を展開する必要がある。

そのため、これまで私たちが大切にしてきた教育、例えば、どの児童にとっても学校や学級が安心・安全な場所であること、全ての児童に活躍でき認められる機会を提供していること、一人一人の児童を大切にしていること、達成感が味わえる授業になっていること、児童の生活背景までをふまえた「子ども理解」をしていること、人権意識にあふれた受容的な雰囲気になり溢れていること、などが実現できているかである。

未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを、私たちは一層めざしていく。加えて、「玉川」の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

このようないじめが起きにくい環境づくりを主眼においた、普段の教育活動が実現できているか、常に点検し、改善していくように努める。

## (2) 児童への指導

### a. 全ての児童への指導

- 本校の校訓「正しく 明るく 美しく」を徹底する。

「正しく」とはまず、人や社会に関心を持つこと、そして、自分の心と頭で判断すること。「明るく」とは「何事にも前向きに取り組む」という志をもつこと。「美しく」は、昔から私たちに流れているもの。潔さのことだと考えている。児童には、私達の原点であるこの校訓に流れる精神を持ち、「なりたい自分」を実現してほしいと願っている。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。いじめを行うことは勿論、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。
- いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。

特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。
- 校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、**道徳教育、心の教育**を通して、このような指導の充実を図る。

また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。さらに、教科指導やすべての教育活動を通して、情操やコミュニケーション力を養う。なお、いじめの未然防止を図る上で、これらは、いずれも重要なものであり、優先順位を設けないこととする。
- 児童等の自主的な取組を支援するなど、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、**学級（ホームルーム）活動や児童会活動などの場**を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り

組むことは大きな意義がある。そこで、児童会活動などをもとに、全学年・全学級で主体的かつ積極的に取り組むことができるように留意する。

## b. いじめる児童への指導・措置

- いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、**毅然**とした態度で指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、**他人の痛み**を理解できるようにする指導を**根気強く継続**して行う。
- 教育委員会や保護者と十分な共通理解を持つようにし、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、次の措置を吟味・検討した上で、有効もしくは必要な場合は実行する。
  - ・ いじめを行う児童に対して、一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。
  - ・ 暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、**出席停止の措置**を講じたり、**警察等適切な関係機関**の協力・連携を求め、厳しい対応策をとったりすること。

## c. いじめを許さない学級経営等

- いじめが児童の成長にとって**必要な場合もある**といった考えは認められないものであり、個々の教職員がいじめの問題の**重大性**を正しく認識し、危機意識を持って取り組むようにする。
- 教職員は児童にとって、最大の教育環境であるとの自覚のもと、教職員の**何気ない言動**が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。
- グループ内での児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても班別指導について**不断の見直しや工夫改善**を行う。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあることを認識し、その時の指導により解決したと即断することな

く、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

## 5 いじめの早期発見・早期対応等

### (1) 問題兆候の把握等

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを本校教職員で共通理解する。ささいな兆候であっても、いじめではないかと一旦は捉え直して、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知する。

このため、日頃から、次のことをベースにいじめを見つけるための積極的な取組を行う。

- ・ 児童の悩みを受け取るために、全人格的な接し方を心がけ、児童との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築く。
- ・ 児童と過ごす、接する時間を多くとり、児童の考えや悩み、生活実態や生活背景のきめ細かい把握に努めるとともに、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。
- ・ 定期的なアンケート調査、保健室（養護教諭）やスクールカウンセラーとの連携、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ・ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ・ 重大ないじめの問題、あるいは重大ないじめに発展する可能性が高い固定化したいじめ等の解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を要請する。

### (2) 事実関係の究明

- 事実関係を明らかにするため、担任だけでなく、組織的な対応に心がける。特に、聞き取り等の確認などは、複数の教職員で行う。

- いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視して、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くこととがないようにする。
- 「事実関係を明確にする」とは、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

<いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合>

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、場合により、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施とする（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

<いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合>

いじめられた児童の体調がよくない、入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、在籍児童からの聴取や調査等を行い、事実関係の確認をする。

### (3) いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応等

#### a. 心のケア等

- 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。
- 教育相談室については、相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。

#### b. いじめを継続させないための弾力的な対応

- いじめられる児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え等も工夫する。
- いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認めることも検討する。もし仮に、その

ような場合は、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の**学習に支障を生ずることのないよう**に工夫する。

- 児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがあり、事実関係、妥当性、緊急性その他が明確な場合、いじめられる児童及び保護者の希望により、校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、**就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置がある**ことを十分に踏まえた対応を行う（この場合、教育委員会との十分な共通理解を持っておくようにする）。

#### (4) 深刻ないじめや重大事態への対応

##### a. 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合があること。なお、**出席停止を命ずる場合**は、児童生徒及び、保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童生徒及び保護者の意見を聴取することに配慮すること。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないよう配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。

##### b. 重大事態への対応

**重大事態が発生した場合は、大阪市教育委員会に報告するとともに、その対応にあつては、教育委員会の指示を受けながら、法に沿って、報告や調査その他必要な措置をとるものとする。**

法には、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とあり、この「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当の期間」については、不登校の定義19を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、校長又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。**その結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。**

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- **情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。**

## 6. 家庭・地域社会との連携

- いじめの問題については、本校のみで解決することに固執しない。校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるが、本校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び**教育委員会に報告**し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず**謙虚に耳を傾け**、その上で、関係者全員で取組む。
- 本校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、**各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫**をする。
- いじめ等に関して学校に寄せられる**情報に対し、誠意**を持って対応する。  
いじめの問題に関し、学校とPTAとの意見交換の機会、実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- 実際にいじめが生じた際には、個人情報取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であるとの認識のもと、**事実を隠蔽**するような対応はしない。
- 家庭教育を支援するため、PTAと連携して、子育てに関する情報の提供、相談体制の整備、親子の共同体験の機会の充実などを図る。

大阪市いじめ対策基本方針

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000515458.html>